

## 「一般社団法人サービスデザイン推進協議会と決算公告について」

最近ニュースで名前を聞くことの多い一般社団法人サービスデザイン推進協議会ですが、補助金申請を生業にしている我々としては以前から馴染みのある団体でした。今回はコロナによる持続化給付金の運営事務局としての一般社団法人サービスデザイン推進協議会という認識が強いと思いますが、我々からすると毎年のように要件も、内容も変わるIT導入補助金の運営をしている団体という認識です。

### IT導入補助金

IT導入補助金はITツールを導入する際の費用を一部補助するというものですが、この数年、おもてなし規格認証という、これまたサービスデザイン推進協議会が認定団体となっている認証を得ることが加点項目になっていました。ただ、実際の認証についてはサービスデザイン推進協議会が認定した認証機関が認証業務を担当し、申請の受付・審査(実地審査を含む)及び改善指導についてはサービスデザイン推進協議会には関与しないということになっています。しかも、去年までの数年はこのおもてなし規格認証を取るとIT導入補助金について加点項目とされていたのが、今現在は加点項目から外されたのか、その旨の表示が見当たりません。それ以外にもIT導入補助金は始まってから数年経つのに、やたらと元々の目的であるITによる生産性向上と整合性があるか微妙なウェブ制作でも採択されてしまう年があったり、補助金の上限が50万から一気に450万に上がったりと毎年運用が大きく変わるので、我々からすると事務局として機能しているのかなという気持ちで見えておりました。



### 一般社団法人の決算公告

おもてなし規格認証自体も前述の通り実際の認証をしているのは別の機関なので給付金で他の会社に再委託している事自体は特に驚きもなかったですが、今回ニュースになっている決算公告についてはあまりのずさんな運営にびっくりしています。というのも、そもそも国の受託事業をするのに社団法人の義務である決算公告をしていなかったということで梶山経済産業大臣からも遺憾とされていますが、6月4日に急遽一般社団法人サービスデザイン推進協議会のHPが出来上がり、そこには決算公告として過去3期分の決算内容が掲載されていました。しかし、そもそもですが、この一般社団法人サービスデザイン推進協議会の登記簿謄本を見ると、公告の掲載方法は「官報に掲載する方法による。」とあります。そもそも一般社団法人法には下記の通り定められています。

第三百三十一条 一般社団法人等は、公告方法として、次に掲げる方法のいずれかを定めることができる。

- 一 官報に掲載する方法
- 二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法
- 三 電子公告(公告方法のうち、電磁的方法により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて法務省令で定めるもの)をとる方法をいう。以下同じ。)

会社法人等番号	0104-05-014817
名称	一般社団法人サービスデザイン推進協議会
主たる事務所	東京都中央区築地三丁目17番9号
法人の公告方法	官報に掲載する方法による。
法人成立の年月日	平成28年5月16日
目的等	<p>目的 当法人は、経済のサービス化等経済的社会的環境の変化から生じる市場経済の課題解決に向け、新たなサービスデザインとその市場創造を目的とし、その実現のため、次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 経済のサービス化等の市場経済の課題解決に向けた社会的に必要とされる先進的な技術・製品・サービスを活用したサービスデザインとそれによる生産性向上や市場創出を図るために、民間サービスや市場の調査・分析、課題を抽出する事業</li> <li>(2) 新たなサービスデザインとそれによる生産性向上や、市場創出に向けて課題を解決するために必要な規格や認証制度等を含む政策や施策、仕組み、プラットフォーム等を立案・設計・運用する事業</li> <li>(3) 前各号を実行するために専門領域や専門分野を超えて官民が連携して必要な事業やプロジェクト、ファイナンス等を組成する事業</li> <li>(4) 前各号の事業を通じて得られた知見を用いた、新たなビジョン・事業モデル等の提唱・構築、企業・団体等への知見提供及びコンサルティングに関する事業</li> <li>(5) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する以下の事業             <ol style="list-style-type: none"> <li>①情報の収集、分析、管理及び情報処理サービス業務</li> <li>②各種マーケティング業務</li> <li>③広報に関する企画及び制作業務</li> <li>④イベント、セミナー等の企画、制作、実施運営の業務</li> <li>⑤コンサルティング業務</li> <li>⑥民間企業の事業開発の企画、立案業務</li> <li>⑦基金の設置、運用、管理業務</li> <li>⑧協議会、委員会、コンソーシアムの組成、運用業務</li> <li>⑨国内外関連機関との交流、連携、共同事業の実施、事業運営及び業務の受託</li> <li>⑩前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業</li> </ol> </li> </ol>

つまり、急遽作成したHP上に決算情報を掲載しても、そもそも自分たちで官報に掲載するとしていますので、官報を出していない場合には罰則の対象にもなりません。

第三百四十二条 設立時社員、設立者、設立時理事、設立時監事、設立時評議員、理事、監事、評議員、会計監査人若しくはその職務を行うべき社員、清算人、民事保全法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された理事、監事、評議員若しくは清算人の職務を代行する者、第三百三十四条第一項第六号に規定する一時理事、監事、代表理事若しくは評議員の職務を行うべき者、同条第二項第三号に規定する一時清算人若しくは代表清算人の職務を行うべき者、第三百三十七条第一項第二号に規定する一時会計監査人の職務を行うべき者又は検査役は、次のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 この法律の規定による登記をすることを怠ったとき。

二 この法律の規定による公告若しくは通知をすることを怠ったとき、又は不正の公告若しくは通知をしたとき。

そして公告方法は変更できますが、変更登記申請中は登記データが取れないところ、8日朝で取れているのでもしかしたら気付いていないのかもしれませんが。

決算公告の内容が薄いのも話題になっていますが、法律上は官報を選択している以上は貸借対照表の要旨を公開すれば足りることになります。なのであえて過料を選択し、情報公開だけはしているという形を選んでいるのかもしれませんが。

とにかくこのようなずさんな運営をしている団体に税金が財源になっている持続化給付金やIT導入補助金等の委託事業が果たして可能なのか、個人的にはとても疑問です。

GOALグループ代表 行政書士 石下貴大